

1 事業名

所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正

2 事業の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、引用条項について所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例改正を予定している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

・新旧対照表

新

旧

議案第 9 6 号 所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

(事業活動に伴う一般廃棄物の処理)

第 1 6 条 事業者は、事業活動に伴う一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、法第 6 条の 2 第 2 項に規定する一般廃棄物処理基準又は同条第 4 項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準に基づき、生活環境の保全上支障が生じない方法により運搬し、又は処分しなければならない。

2 略

(事業活動に伴う一般廃棄物の処理)

第 1 6 条 事業者は、事業活動に伴う一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、法第 6 条の 2 第 2 項に規定する一般廃棄物処理基準又は同条第 3 項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準に基づき、生活環境の保全上支障が生じない方法により運搬し、又は処分しなければならない。

2 略